令和９年度

保育園・認定こども園・小規模保育園
入園申込みのご案内



©Kasugai City 2008
書のまち春日井「道風くん」

申込書類の郵送先及び問い合わせ先

〒４８６－８６８６

愛知県春日井市鳥居松町５丁目４４番地

春日井市　こども未来部　保育課

電話　０５６８－８５－６２０２

関係ホームページ一覧

入園手続きに関しては、こちらもご確認ください。

保育園入園申込みのための必要書類（ID：1022097）

入園申込書等の印刷やダウンロードをすることができます。

各書類は、Ａ４サイズの紙に印刷して提出してください。

保育園等申込書郵送依頼（あいち電子申請・届出システム）

申込書等の郵送を希望する方はこちらから申請をしてください。

※ 認定こども園を第一希望とする場合は、ご利用いただけません。

保育園等空き状況一覧（ID:1026096）

毎月１日に、翌月の入園受入可能人数を公表しています。

空き状況が「×」となっている施設も、申込書に記入することは可能です。

保育園に関するよくある質問（ID:1000389）

入園手続きを始め、保育園での生活のことも掲載しています。

お電話でのお問い合わせの前に、一度ご確認ください。

もくじ

〇入園申込みの前に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

〇入園申込み手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

〇保育園入園審査方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

〇令和９年度　春日井市保育園入園選考基準表・・・・・・・・・・８

〇公立保育園の建替え等について・・・・・・・・・・・・・・・・１０

〇令和９年４月保育園等の変更について・・・・・・・・・・・・・１１

〇施設マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

〇施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

〇保育料・給食費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

〇申込書等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

〇よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

〇各種サービス・子育て支援施設・・・・・・・・・・・・・・・・３１

〇認可外保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

〇幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

○入園申込みの前に

◆ 保育園・認定こども園・小規模保育園とは

【保育園】

児童福祉法による児童福祉施設の一つで、保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない乳幼児を保護者の希望により保育するところです。市が運営する公立保育園と社会福祉法人・学校法人等が運営する私立保育園があります。

【認定こども園】

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つところです。ここでは、３歳以上の児童に対して小学校就学前の教育と保育が一体として行われます。また、３歳未満の児童については保育が行われます。

【小規模保育園】

児童福祉法に基づき、 市が認可する保育事業の一つです。保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない乳児を保護者の希望により保育するところです。0 歳児から 3 歳未満児までを対象に定員 6 人以上 19 人以下で保育を行います。

◆ 保育園等へ入園できる児童

保育園等に入園できるのは、入園時点で春日井市に住民登録があり、児童の保護者が次の表に掲げる要件に該当する事由があり、家庭で児童の保育ができない場合となります。

認定こども園の幼稚園部分を希望の場合は、この要件は必要ありません。

	入園要件	入園事由
1	就労	１か月 60 時間以上家庭内外で仕事をしている場合
2	妊娠・出産	母親が出産（予定）月の前後各２か月間（多胎妊娠時は産前３か月）の場合
3	疾病・障がい	病気、心身に障がいのある場合
4	看護・介護	１日につき概ね４時間以上親族その他の者を看護又は介護する場合
5	災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっている場合
6	求職活動	就労する意思があり、求職活動をしている場合
7	就学	１日につき４時間以上、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設において職業訓練を受け又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校において就学している場合

【育児休業中の保育園等の入園について】

原則として、保護者が育児休業中の場合、保育園等に入園することはできません。ただし、**２歳児クラスから年長クラスについては、園の定員に余裕がある場合に限り入園することができます。**（育児休業の対象となっている児童の入園はできません。）

【春日井市へ転入予定の方の申込について】

原則として、春日井市に住民票がない児童の申込みはできません。ただし、転入後の春日井市の住所がはっきりしていて、入園決定後、入園月の前月の末日までに住民票を春日井市に移すことができる場合には、仮に申込書を受付け審査することができます。

◆ 認定について

保育園等の利用に際しては、保護者の入園要件に基づき、保育の必要性の認定を受けることとなり、次のとおり、認定区分、認定事由、利用期間、保育必要量、利用者負担額が決定されます。

【認定区分及び保育必要量】

認定区分	条件	利用できる施設	保育必要量
１号認定	満３歳以上で教育を必要とする場合	幼稚園（※）、認定こども園	教育標準時間
２号認定	満３歳以上で保育を必要とする場合	保育園、認定こども園	保育標準時間 保育短時間
３号認定	満３歳未満で保育を必要とする場合	保育園、認定こども園 小規模保育園	保育標準時間 保育短時間

※　利用に際して１号認定が必要な市内の幼稚園は、ひなご幼稚園、いとう幼稚園、月見幼稚園、第二ひばり幼稚園、三ツ星幼稚園、牛山幼稚園、ナザレ幼稚園です。

【認定事由、利用期間及び保育必要量】（２号・３号認定のみ）

	認定事由	利用期間	保育必要量
１	就労	入園の承諾開始日から、児童の小学校就学前の年度末日までの期間内で、左記の状態が継続する期間	保育標準時間 保育短時間
２	妊娠・出産	出産（予定）月の前後各２か月間 （多胎妊娠時は産前３か月から）	保育標準時間 保育短時間
３	疾病・障がい	１と同じ期間	保育標準時間 保育短時間
４	看護・介護	１と同じ期間	保育標準時間 保育短時間
５	災害復旧	入園の承諾開始日から、災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間 保育短時間
６	求職活動	入園の承諾開始日から２か月間	保育短時間
７	就学	１と同じ期間	保育標準時間 保育短時間
８	その他 （育児休業中の利用） （２歳児クラス～年長クラス）	１と同じ期間	保育短時間

◆ 保育必要量について

２号・３号認定は、保育必要量が認定区分及び認定事由により異なります。保育必要量に応じて、次のとおり保育園等の利用上限時間が決まります。

保育必要量	利用上限時間	保育必要量	利用上限時間
保育短時間	８時から１６時までの間	保育標準時間	7時 30 分から 18 時 30 分までの間

保育標準時間を超える７時３０分以前や１８時３０分以降の保育を希望の場合は、延長保育となります。延長保育に対応する園は限られていますので、14～16ページ「施設一覧表」の各園開園時間で確認ください。利用時間は、利用上限時間の範囲内で保護者の状況等を考慮し、各施設と調整してください。また、入園後、お子さんの状況によっては、短い時間から徐々に通常の保育時間にしていくことがありますので、ご協力ください。

○入園申込み手続きについて

◆ ４月入園（新規入園）の手続き

４月の入園審査は計３回行います。
未定の日程につきましては、決まり次第市ホームページでお知らせします。

□申込書配布

【認定こども園】
令和８年９月１日（火）から、第一希望の認定こども園で配布

【保育園・小規模保育園】
令和８年 10 月１日（木）から、市ホームページからダウンロード又は市役所保育課から郵送で配布

□受付

【認定こども園】
園が指定する日時に第一希望の認定こども園で受付・面接

【保育園・小規模保育園】
令和８年 10 月１日（木）から、市役所保育課まで郵送又は持参

□受付締切り

１次受付　令和８年 11 月 30 日（月）
２次受付　令和９年２月上旬
３次受付　令和９年３月３日（水）

□結果通知の送付

１次受付分　令和９年２月上旬
２次受付分　令和９年２月下旬
３次受付分　令和９年３月中旬

※特に１次受付の締切り直前は、窓口が混雑しますので、早めの提出をおすすめします。

◆ ５月～翌年３月入園（途中入園）の手続き

年度途中の入園申込みの締切りは、入園を希望する月の前月の１０日（土・日・祝休日の場合はその前平日）までとなります。各月の締切日までに保育課（認定こども園が第一希望の場合は、直接認定こども園）に書類を提出してください。

入園結果については、入園希望前月の２５日頃までに届くよう発送します。入園が決定した場合、各自で園を訪問してください。

【郵送で申込書を提出する場合の注意事項】

・受付の締切日必着で提出してください。
・配達状況を確認できる方法（簡易書留・レターパック等）での提出をご検討ください。
・申込書が保育課へ到着後１週間以内に内容確認の電話をしますのでご承知おきください。

※受付締切日までに連絡がない場合は、保育課へお問い合わせください。

◆ 保育園の入園選考について

入園の選考は、入園審査方法（６ページ）及び入園選考基準表（８ページ）に基づき行います。

申込状況によっては、定員を超える等の理由で入園できない場合があります。

選考の結果、入園できる場合は、「保育利用承諾通知書」、入園できない場合は、「保育利用保留通知書」を送付します。

申込状況や保育士の配置等によって各年齢のクラス編成は変わります。場合によっては、保育を実施しないクラスもあります。

お子さんの状況及び保育体制により、希望園以外で保育を実施する場合があります。

年度途中に申込みをする場合、新年度分の申込みは改めて申込書を提出いただく必要があります。

年度途中に入園した園と新年度に決定する園と異なる場合があります。

※　申込書類等または聞き取り事項について偽りがある場合には、保育利用承諾後であっても入園の取消しをする場合があります。

◆ 入園できなかった場合（２号・３号）

選考の結果、入園できなかった場合、申込書の有効期間は入園希望月から**３か月間**とします。なお、当初申込み時と希望園を変更したい場合や提出した保護者の入園要件に応じた証明書（就労証明書等）に変更があった場合は、その都度、保育課までご連絡及び必要書類の再提出をお願いします。

有効期間の３か月を超えて引続き入園を希望する場合や、申込みを取下げる場合は、保育課までご連絡ください。

◆ 年度途中の転園について

別の保育園へ転園を希望する場合、「転園届」を在園の保育園等に提出してください（認定こども園へ転園を希望する場合、「保育利用申込書・認定申請書」を希望する認定こども園に提出してください）。

提出期限は、転園を希望する月の前月の１０日（土・日・祝休日の場合はその前平日）となります。転園届は各保育園等にあります。

転園の選考は、入園審査方法（６ページ）及び入園選考基準表（８ページ）に基づき行います。

転園の結果については、転園が可能となった場合のみ、前月の２５日頃までに届くよう決定通知書を発送します。希望する月での転園ができなかった場合は、年度内は継続して毎月選考を行います。転園希望を取下げる場合は、保育課までご連絡ください。

◆ 年度途中の退園について

市外へ転出する、家庭での保育が可能となった等により、保育園等を退園する場合は、「退園届」を在園の保育園等に提出してください。退園届は各保育園等にあります。月の途中で退園する場合は、退園日の前月の末日までに提出いただければ、保育料を日割り計算します。

◆ 保護者の入園要件に変更があった場合について

入園後、申込み時に提出した保護者の入園要件に応じた証明書（就労証明書等）に変更があった場合は、園に変更があった旨を伝え、変更後の証明書を園に提出してください。

※　入園後、保護者の入園要件の確認をします。新年度へ入園継続する場合も再度入園要件の確認をしていますので、ご協力ください。

※　職場への実態調査や、給与明細書等の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

◆ 提出・提示書類について

【保育園等入園申込みの際に提出・提示する書類（２号・３号対象)】

① 保育利用申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書（1/4）
② 家庭状況確認書（2/4）
③ 調査事項確認書（3/4）
④ 入園申込確認事項チェック表（4/4）
⑤ 入園前の生活状況
⑥ 個人番号提供書
⑦ 入園申込児童及び児童と同居する世帯員全員のマイナンバーの確認できるもの
（マイナンバーカード、住民票等）
⑧ 申請者の本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
⑨ 在園証明書（認可外保育施設・市外の認可保育施設に在園している場合で、実際に月 60 時間以上就労しており、入園後も継続して就労を予定している方のみ）
⑩ 父・母の入園要件に応じた書類

次の表のとおり父・母の入園要件に応じ、父・母それぞれ書類を提出してください。提出された書類により入園選考を行います。

入園要件			提出書類
1	就労		就労証明書 自営業・農業の方は、就労証明書の他に直近の確定申告書又は開業届（新規開業の場合）（写し）
2	妊娠・出産		母子健康手帳（写し）
3	疾病・障がい		診断書又は障がい者手帳（写し）
4	看護・介護		看護・介護対象者の診断書又は障がい者手帳（写し）
5	災害復旧		罹災証明書
6	求職活動（就労予定）	就労先が決まっている方	就労証明書
		就労先が決まっていない方	就労予定申立書兼誓約書
7	就学		就学証明書及びカリキュラム
8	育児休業中（２歳児クラスから年長クラス）		就労証明書

※　離婚調停中の方については、夫婦関係等調整調停申立書（写し）を提出してください。

【保育料等の決定に必要な書類（１号・２号・３号対象)】

令和８年１月１日（９月以降利用の場合は令和９年１月１日）に春日井市に住民票がなかった方は、個人番号（マイナンバー）で、他市区町村の税情報を照会します。税情報が確認できなかった場合は、次の書類が必要となりますのでご承知おきください。（所得の申告をしていない場合は、申告してください。）

利用開始月	書類名
４月～８月	令和８年度市県民税課税証明書 （全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）
９月以降	令和９年度市県民税課税証明書 （全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）

※　令和８年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和８年１月１日に住民票があった市区町村です。
※　令和９年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和９年１月１日に住民票があった市区町村です。
※　配偶者が配偶者控除の対象となっていない場合は、配偶者の分も必要になります。
※　税情報が確認できない場合や課税証明書の提出がない場合は、保育料が最高額になります。

○保育園入園審査方法について

◆ ４月入園（新規入園）審査方法

【１次審査】

審査の順番

対象児童	
１	特別支援保育希望児
２	在園児（転園申込児）　※12 月に在園している児童を在園児とします。
３	新規申込児（４・５以外）
４	新規申込児（保護者の状況が求職活動（内定なし）　※ひとり親世帯は除く）
５	新規申込児（保護者が育児休業中の利用を希望）

※　２のうち小規模保育園に在園しており、施設の対象年齢に達したため、転園が必要な児童は、連携園に優先的に転園できるように調整します。

※　２のうち西部保育園在園児は、西部保育園が令和９年３月 31 日で休園するため、いずれかの園に転園できるよう優先的に調整します。

園の決定順番

園の決定方法	
１	第１希望園の中で入園選考基準表に基づく指数が高い児童から、受入れが可能な人数まで決定します
２	第１希望園で入園できなかった児童を入園選考基準表に基づき指数順にし、指数の高い児童から、受入が可能な園の中で希望する順位が高い園を決定します

【２次・３次審査】

審査の順番

対象児童	
１	特別支援保育希望児
２	転園・新規申込児（３・４以外）
３	転園・新規申込児（保護者の状況が求職活動（内定なし）※ひとり親世帯は除く）
４	転園・新規申込児（保護者が育児休業中の利用を希望）

園の決定順番

園の決定方法	
１	入園選考基準表に基づき指数順にし、指数が高い児童から、受入が可能な園の中で希望する順位が高い園を決定します

※　１次・２次審査で希望順位の低い園に決定した場合は、決定園を確保したまま２次・３次審査を受けることができます。再度審査を希望する場合は、各締切日までに保育課へご連絡ください。

※　転園の結果については、転園が決定した場合のみ、決定通知書を発送します。

※　４月入園で転園が決定した場合は、確保していた決定園に戻ることができません。

◆ ５月～翌年３月入園（途中入園）審査方法

【５月～１２月入園に係る審査】

審査の順番

対象児童	
１	新規申込児（２・３以外）
２	新規申込児（保護者の状況が求職活動（内定なし）※ひとり親世帯は除く）
３	新規申込児（保護者が育児休業中の利用を希望）
４	転園申込児

園の決定順番

園の決定方法	
１	入園選考基準表に基づき指数順にし、指数が高い児童から、受入が可能な園の中で希望する順位が高い園を決定します

【翌年１月～３月入園に係る審査】

審査の順番

対象児童	
１	転園・新規申込児

園の決定順番

園の決定方法	
１	全ての転園申込児及び新規申込児について、入園選考基準表に基づき指数順にし、翌年度４月の入園見込みを考慮し入園を決定します

◆ 育児休業の延長を許容できる方の審査の順番について

調査事項確認書（３ページ目）の「６ 保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できますか。」について「はい」を選択した場合、審査の順番は、新規・転園のすべての方の後となります。４月入園では、申込みの時期に関わらず、３次審査で審査をします。

このため、入園の可能性が著しく低くなりますが、入園が保留となることを確約するものではありません。

すでに申込書を提出した方で、この選択を変更したい場合は、各申込み期限までに保育課へ連絡してください。

申込内容や選考結果が、育児休業や育児休業給付金の延長対象となるかについては、市ではお答えできません。ご自身で勤務先やハローワークにお問い合わせください。

令和９年度　春日井市保育園入園選考基準表

次の１の基準指数に２の調整指数を加算したものを世帯の指数とします。

１　基準指数　父母それぞれの状況の指数を合計します。（最大２０点）

区分番号	区分	保護者の状況	基準指数
1	就労（外勤・自営業主）※育児休業等からの復職者も含む	月の就労実績が160時間以上である	10
		月の就労実績が150時間以上である	9
		月の就労実績が130時間以上である	8
		月の就労実績が100時間以上である	7
		月の就労実績が60時間以上である	6
	就労（自営業専従者家族従業者）	月の就労実績が160時間以上である	9
		月の就労実績が150時間以上である	8
		月の就労実績が130時間以上である	7
		月の就労実績が100時間以上である	6
		月の就労実績が60時間以上である	5
	就労（内職）	月の就労実績が60時間以上である	4
2	妊娠・出産	出産（予定）月の前後２か月（多胎妊娠時は産前３か月）	7
3	疾病	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している	10
		月15日以上通院加療を要する	7
		一般療養（安静加療）を要する	5
4	障がい	身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、療育手帳Ａ・Ｂ判定の交付を受けている	10
		身体障害者手帳３級、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳Ｃ判定の交付を受けている	8
		身体障害者手帳４級以下の交付を受けている	6
5	看護・介護	要介護３以上、身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、療育手帳Ａ・Ｂ判定を受けている又はそれに相当する親族を介護又は看護している	10
		要介護１・２、要支援２、身体障害者手帳３級、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳Ｃ判定を受けている又はそれに相当する親族を介護又は看護している	6
		上記には該当しないが親族を介護又は看護している	4
6	不存在	死亡、離婚、未婚、行方不明、避難、拘禁等	10
7	求職活動（就労予定）	就労先が確定しており、月160時間以上の就労を予定している	5
		就労先が確定しており、月130時間以上の就労を予定している	4
		就労先が確定しており、月60時間以上の就労を予定している	3
		就労中で月の就労実績が60時間未満だが、今後月60時間以上の就労を予定している	
		就労先は確定していないが、月60時間以上の就労を予定している	1
8	災害復旧	居宅の復旧等にあたっている	10
9	就学	職業訓練校や大学等に通学している学生である（通信制は除く）	6
		通信制の学生である	4
		その他就労を目的として就学している	3
10	育児休業中の利用	育児休業の対象児童のきょうだいの入園を申込む場合 ※２歳児クラス～年長クラスに限る	1
11	その他	各区分に掲げるもののほか、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	-

２　調整指数　世帯ごとに該当するものを加算します。

区分記号	区分状況	調整指数
A	ひとり親世帯 （死亡、離婚、未婚、長期にわたる拘禁等によりひとり親（に準ずる）世帯であるとき）	＋7
B	保護者のいずれかが、育児休業等からの復職に合わせて入園を希望する場合 ※入園月中の復職が条件です。復職していないことが判明した場合は、退園となります。	＋2
C	保護者のいずれかが、春日井市内の認可保育施設・事業所で保育士または看護師として勤務中（予定を含む）※看護師の方は資格証の写しを添付してください	＋2
D	きょうだいが別園に通っており、同園への転園を希望する場合	＋1
E	きょうだいがすでに在園しており、新規に申し込みをする場合	＋1
F	きょうだいが同時に新規申し込みをする場合	＋1
G	Fのうち、きょうだいが双生児以上の場合	＋2
H	多胎児を妊娠している場合（区分が妊娠・出産の場合）	＋1
I	認可保育施設・認可外保育施設に在園しており、新規に申し込みをする場合（保護者が月60時間以上、実際に就労しており、入園後も継続して就労する場合に限る）※在園証明等要添付	＋1
J	小学生以下の児童が３人以上いる世帯	＋1

※保護者の状況が「区分10 育児休業中の利用」の場合は、調整指数は加算しません。

３　同一指数で並んだ場合の優先順位表

Ⅰ	施設の対象年齢に達したため、転園が必須となる場合（連携園がある園は除く）
Ⅱ	同一世帯で同時に３つ以上の保育施設の利用となることが見込まれる場合
Ⅲ	在園のきょうだいと同一施設への利用が見込める場合
Ⅳ	指数のうち、基準指数が高い世帯
Ⅴ	保育の必要な事由間の優先順位（各世帯で異なる指数がある場合は高い指数で判定） ①災害等　②不存在　③疾病　④障がい　⑤育児休業等からの復職　⑥外勤･自営業主　⑦介護等 ⑧自営業専従者･家族従業者　⑨出産　⑩就学　⑪内職　⑫就労予定　⑬育児休業中の利用
Ⅵ	利用を希望する施設のうち、当該施設の利用希望順位が高い場合
Ⅶ	その他の世帯状況（施設との近接性・所得・保育の必要な事由にかかる拘束時間・祖父母の状況等・単身赴任（予定）者）から、より保育が必要である場合

◆就労実績・就労時間の算定方法

【区分１ 就労】の就労実績について
就労証明書の「就労時間」「就労実績」から算出する次の①・②のうち、長い方の時間数とします。
①「就労実績」の時間数
②「就労時間」の１日の就労時間に「就労実績」の日数を乗じて得た時間数

※ 就労実績が60時間未満の場合は、求職活動（就労予定）として取り扱います。
※ 育児休業等からの復職については、「就労時間」の月間の就労時間を就労実績とみなします。
※ 育児のための短時間勤務をする場合、短縮前の雇用契約上の通常の時間数を就労実績とみなします。
ただし、拘束時間を考慮する場合は、実際の就労時間を用います。

【区分７ 求職活動（就労予定）】の就労時間について
就労先が確定している場合は、就労証明書の「就労時間」の月間の時間数とします。

申込書を提出した後に就労実績等状況が変わった場合は、速やかに申し出てください。

○公立保育園の建替え等について

当市の公立保育園は、建築後約 50 年が経過している建物もあり、老朽化が進んでいることから春日井市公共施設個別施設計画（令和２年３月策定）に基づき、建替え等を順次実施しています。

◆ 西部保育園の休園について

西部保育園は、昭和 43 年（1968 年）に建て替えをおこなってから 58 年が経過し、建物や設備の老朽化が進み、整備・改修の時期を迎えています。

しかし、現在の敷地は、形状が特殊であり、現地での建て替えまたは大規模改修は困難な状況であることから、令和９年３月 31 日に休園し、現在の建物を取り壊すこととしました。

【今後の手続き】

令和８年 11 月時点で西部保育園に在籍している児童は、令和９年４月の転園手続きをしていただくことになります。４月の転園申込みについては、園から 10 月頃にご案内します。

【転園審査方法】

令和９年４月入園の１次審査に限り、次のとおり対応します。

① 他園の転園希望者より優先的に審査を行います。（指数の加点はありません。）

② 希望園に空きがない場合は、市内のいずれかの保育園等に転園先を確保します。

※ 近隣の園等に西部保育園からの転園児専用の受入枠を設けることはしません。

○令和９年４月保育園等の変更について

◆ 小規模保育園の連携園の変更

近年の空き状況等を鑑み、次の園の連携園を変更します。

園名	変更前	変更後
こどものまち保育室 にょいさる	西部、前並、 こどものまち小野町、美のつむぎ	前並、大手、柏原西、 こどものまち小野町、美のつむぎ
勝川駅前サンフレンズ	瑞雲	小野、瑞雲
春日井駅前サンフレンズ	春日井	小野、下津、春日井

◆ 受入可能年齢の変更

次の園の受入可能年齢が令和 12 年４月から変更になります。

園名	変更前	変更後
さくらがおかすくすく	０歳児から５歳児クラスまで	０歳児から２歳児クラスまで

※移行期につき、令和９年度に２歳児以下のクラスに入園された児童は、令和 10 年４月１日以降、別の園に転園していただくことになります。

※その他追加で変更があれば、随時ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

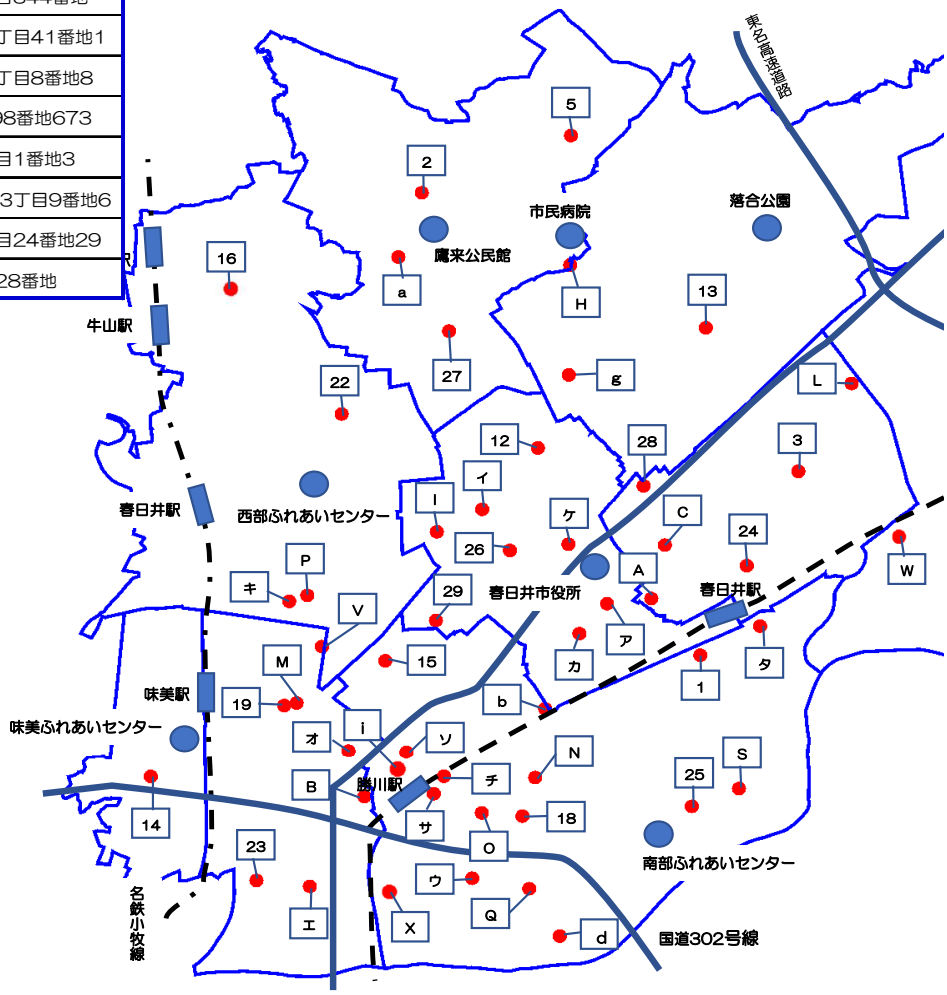
○　施設マップ

公立保育園

園番	保育園名	所 在 地	園番	保育園名	所 在 地	園番	保育園名	所 在 地
1	第一	弥生町5264番地1	12	上八田	八田町2丁目13番地6	22	前並	前並町2丁目8番地1
2	第二	上田楽町3456番地4	13	松原	東野町2丁目5番地1	23	追進	追進町1丁目50番地
3	第三	篠木町5丁目35番地	14	白山	味美白山町2丁目3番地2	24	貴船	貴船町53番地
5	桃山	桃山町1丁目130番地5	15	勝川北部	旭町4丁目25番地	25	下津	下津町195番地1
6	玉川	玉野町1460番地	16	牛山	牛山町2200番地44	26	柏原	柏原町5丁目28番地
7	高座	高蔵寺町北3丁目6番地3	17	藤山台	藤山台3丁目３番地	27	大手	大手町3丁目23番地1
8	出川	出川町3丁目8番地2	18	小野	小野町5丁目16番地	28	瑞穂	瑞穂通8丁目48番地
9	坂下南	坂下町4丁目332番地3	19	味美	味美町3丁目160番地	29	柏原西	柏原町1丁目97番地4
10	坂下北	明知町875番地	20	神領	神領町１丁目1番地12	※園番４は欠番		
11	外之原	外之原町2486番地4	21	岩成台	岩成台6丁目2番地2			

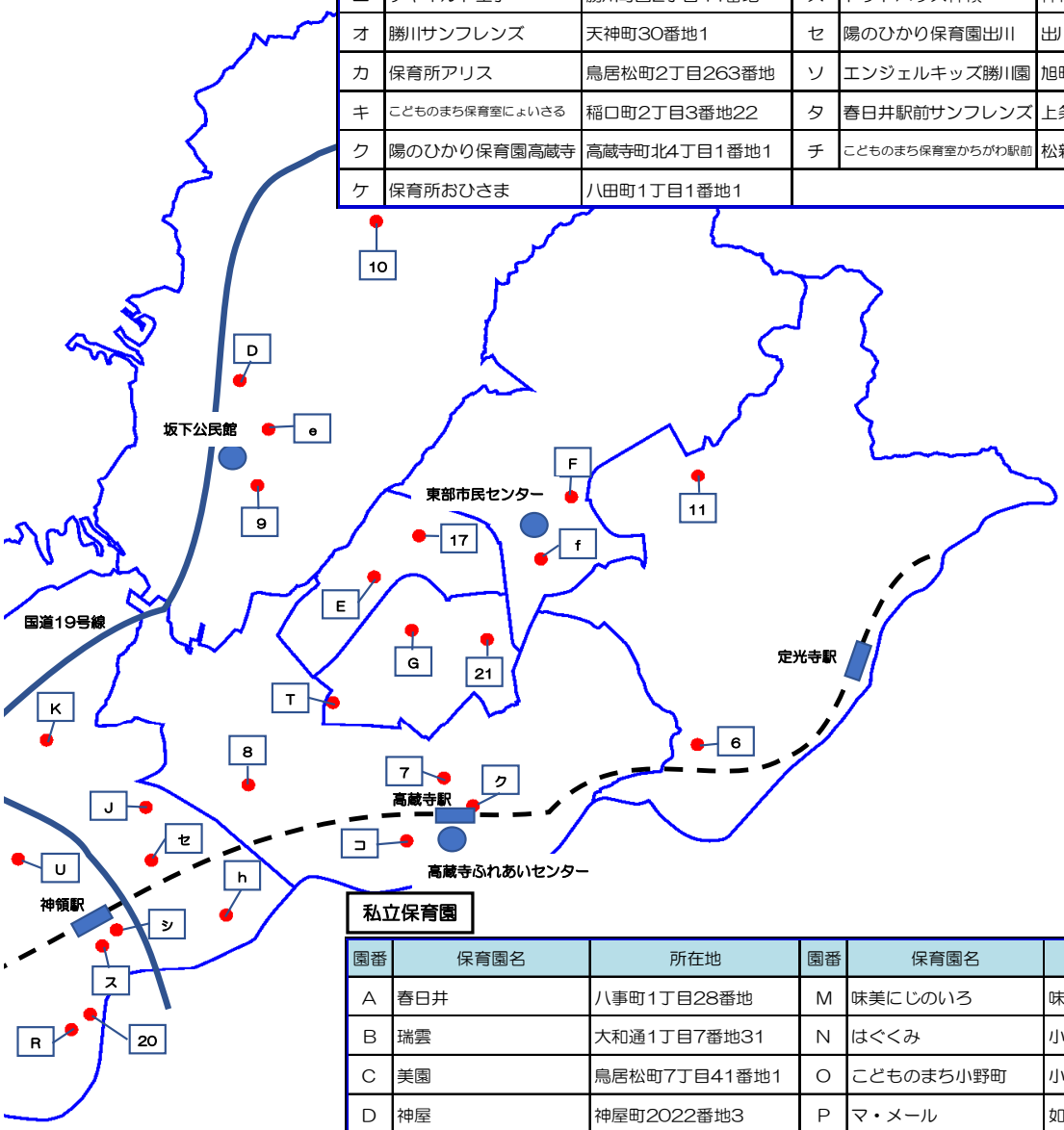
認定こども園

園番	保育園名	所在地
a	あさひがおかこども園	田楽町1550番地
b	柏井保育園	柏井町5丁目344番地
c	ぶどうの木美園幼稚園	鳥居松町7丁目41番地1
d	オリーブの木第二美園こども園	松河戸町5丁目8番地8
e	中央大和幼稚園	神屋町2298番地673
f	中央台幼稚園	中央台3丁目1番地3
g	春日マリアこども園	六軒屋町西3丁目9番地6
h	春日井いずみこども園	大留町5丁目24番地29
i	かちがわ幼稚園	旭町1丁目28番地



小規模保育園

園番	保育園名	所在地	園番	保育園名	所在地
ア	あおぞら	鳥居松町4丁目177番地	コ	高蔵寺サンフレンズ	高蔵寺町２丁目74番地
イ	トットハウス春日井	朝宮町１丁目25番地2	サ	勝川駅前サンフレンズ	松新町5丁目8番地7
ウ	ALL4KIDSチャイルドケア勝川園	松河戸町2丁目2番地19	シ	神領サンフレンズ	神領町2丁目15番地2
エ	チャイルド王子	勝川町西2丁目44番地	ス	トットハウス神領	神領町2丁目20番地10
オ	勝川サンフレンズ	天神町30番地1	セ	陽のひかり保育園出川	出川町７丁目5番地２
カ	保育所アリス	鳥居松町2丁目263番地	ソ	エンジェルキッズ勝川園	旭町１丁目13番地５
キ	こどものまち保育室にょいさる	稲口町2丁目3番地22	タ	春日井駅前サンフレンズ	上条町３丁目244番地
ク	陽のひかり保育園高蔵寺	高蔵寺町北4丁目1番地1	チ	こどものまち保育室かちがわ駅前	松新町２丁目80番地１
ケ	保育所おひさま	八田町1丁目1番地1			



私立保育園

園番	保育園名	所在地	園番	保育園名	所在地
A	春日井	八事町１丁目28番地	M	味美にじのいろ	味美町3丁目142番地
B	瑞雲	大和通1丁目7番地31	N	はぐくみ	小野町4丁目2番地24
C	美園	鳥居松町7丁目41番地1	O	こどものまち小野町	小野町2丁目1番地1
D	神屋	神屋町2022番地3	P	マ・メール	如意申町３丁目６番地８
E	第一そだち	藤山台4丁目1番地3	Q	ALL4KIDSナーサリースクール勝川	松河戸町２丁目14番地２
F	高森台	高森台9丁目1番地	R	神領すまいる	神領町１丁目６番地12
G	第二そだち	岩成台8丁目4番地1	S	マ・メール上条	上条町10丁目198番地３
H	あさひにこにこ	南下原町3丁目4番地5	T	さくら第２	白山町６丁目４番地８
I	天使みつばち	朝宮町2丁目10番地12	U	第２はぐくみ	下市場町４丁目14番地１
J	さくら	出川町8丁目6番地1	V	美のつむぎ	美濃町３丁目205番地
K	いとうたんぽぽ	大泉寺町155番地1	W	ことのは熊野	熊野町字水田2255番地
L	さくらがおかすくすく	篠木町7丁目35番地2	X	ALL4KIDSナーサリースクール勝川南	森山田町96番地

○　施設一覧表

園種別	園番	保育園名	中学校区	所在地	電話番号 市外局番 0568	定員	特別支援保育	上乗徴収 ※1	対象最少年齢 ※2	対象保育クラス ※4	開園時間 月曜～金曜日 土曜日
公立	1	第一	中部	弥生町5264番地1	81-2006	246	○		6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	2	第二	鷹来	上田楽町3456番地4	81-3044	130	○		6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	3	第三	東部	篠木町5丁目35番地	83-5522	248	○		6か月	0～5	7：30～18：30
	5	桃山	鷹来	桃山町1丁目130番地5	81-3073	142	○		6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	6	玉川	石尾台	玉野町1460番地	51-2606	132	○		6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	7	高座	高蔵寺	高蔵寺町北3丁目6番地3	51-2611	180	○		5か月	0～5	7：00～19：00
	8	出川	高蔵寺	出川町3丁目8番地2	51-0031	247	○		6か月	0～5	7：00～19：00
	9	坂下南	坂下	坂下町4丁目332番地3	88-0034	153	○		6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	10	坂下北	坂下	明知町875番地	88-0073	112			6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	11	外之原	石尾台	外之原町2486番地4	91-1781	80			3歳	3～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	12	上八田	柏原	八田町2丁目13番地6	81-2269	202	○		6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	13	松原	松原	東野町2丁目5番地1	81-6025	247	○		6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	14	白山	味美	味美白山町2丁目3番地2	31-6622	128	○		1歳	1～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	15	勝川北部	中部	旭町4丁目25番地	31-9583	143			5か月	0～5	7：00～19：00
	16	牛山	西部	牛山町2200番地44	31-5002	72	○		6か月	0～5	7：00～19：00
	17	藤山台	藤山台	藤山台3丁目3番地	91-3854	150	○		5か月	0～5	7：00～19：00
	18	小野	中部	小野町5丁目16番地	82-8500	268	○		6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	19	味美	知多	味美町3丁目160番地	33-6755	159	○		6か月	0～5	7：30～18：30
	20	神領	南城	神領町1丁目1番地12	81-2013	260	○		6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	21	岩成台	岩成台	岩成台6丁目2番地2	91-2557	150	○		6か月	0～5	7：00～19：00
	22	前並	西部	前並町2丁目8番地1	32-2199	181	○		6か月	0～5	7：00～19：00
	23	追進	知多	追進町1丁目50番地	32-8525	160	○		6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	24	貴船	東部	貴船町53番地	83-5737	165	○		5か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	25	下津	中部	下津町195番地1	83-9880	153	○		6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	26	柏原	柏原	柏原町5丁目28番地	84-1890	230	○		6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	27	大手	鷹来	大手町3丁目23番地1	84-0811	150			6か月	0～5	7：30～18：30
	28	瑞穂	東部	瑞穂通8丁目48番地	81-4321	130			6か月	0～5	7：30～18：30
	29	柏原西	柏原	柏原町1丁目97番地4	31-8893	239			5か月	0～5	7：00～19：00

※園番4は欠番。

○　施設一覧表

園種別	園番	保育園名	中学校区	所在地	電話番号 市外局番 0568	定員	特別支援保育	上乗徴収 ※1	対象最少年齢 ※2	対象保育クラス ※4	開園時間 月曜～金曜日 土曜日
私立	A	春日井	東部	八事町１丁目 28番地	81-3821	150			10か月	0～5	7：30～18：30 7：30～13：00
	B	瑞雲	知多	大和通１丁目 7番地31	31-4405	152			1歳6か月	1～5	7：30～18：00 7：30～14：00
	C	美園	東部	鳥居松町7丁目 41番地１	81-4460	43			6か月	0～2	7：00～19：00 7：00～15：00
	D	神屋	坂下	神屋町 2022番地３	88-1796	125			6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～13：00
	E	第一そだち	藤山台	藤山台４丁目 １番地３	91-7356	35			57日目	0～1	7：00～19：00
	F	高森台	高森台	高森台９丁目 １番地	91-9860	50			１歳	1～5	7：30～18：30 7：30～13：00
	G	第二そだち	岩成台	岩成台８丁目 ４番地１	92-5551	60	○		2歳	2～5	7：00～19：00
	H	あさひにこにこ	松原	南下原町３丁目 ４番地５	86-5337	30			6か月	0～2	7：00～19：00 7：00～15：00
	I	天使みつばち	柏原	朝宮町２丁目 10番地12	35-5010	60	○		57日目	0～5	7：00～19：00
	J	さくら	南城	出川町８丁目 ６番地１	52-6006	150			6か月	0～5	7：00～19：00
	K	いとうたんぽぽ	南城	大泉寺町 155番地１	29-8719	120			6か月	0～5	7：00～19：00 7：30～14：00
	L	さくらがおかすくすく	東部	篠木町７丁目 35番地２	97-3645	59			6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
		※ さくらがおかすくすく保育園の受入可能年齢が、令和12年４月から０歳児～２歳児に変わります。 令和９年度の０歳児～２歳児は、令和10年３月31日までに転園手続きが必要です。【11ページ参照】									
	M	味美にじのいろ	知多	味美町３丁目 142番地	37-3715	42			6か月	0～2	7：30～18：30 7：30～14：00
	N	はぐくみ	中部	小野町４丁目 ２番地24	90-8993	96			6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～17：00
	O	こどものまち小野町	中部	小野町２丁目 １番地１	29-7063	66	○		6か月	0～5	7：30～19：00 7：30～18：30
	P	マ・メール	西部	如意申町３丁目 ６番地８	44-2296	107			6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	Q	ALL4KIDSナーサリースクール勝川	中部	松河戸町２丁目 14番地２	27-7440	120			57日目	0～5	7：30～19：00
	R	神領すまいる	南城	神領町１丁目 ６番地12	86-0915	75			6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	S	マ・メール上条	中部	上条町10丁目 198番地３	27-6367	69			6か月	0～5	7：30～19：00
	T	さくら第２	岩成台	白山町６丁目 ４番地８	27-7031	150			5か月	0～5	7：00～19：00
	U	第２はぐくみ	南城	下市場町４丁目 14番地１	90-8989	69			6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～17：00
	V	美のつむぎ	知多	美濃町３丁目 205番地	93-6560	60			6か月	0～5	7：30～19：00
	W	ことのは熊野	南城	熊野町字水田 2255番地	36-1650	60			6か月	0～5	7：00～19：00 7：30～18：30
	X	ALL4KIDSナーサリースクール勝川南	中部	森山田町 96番地	27-6580	60			57日目	0～5	7：30～19：00
認定こども園	a	あさひがおかこども園	鷹来	田楽町 1550番地	81-8564	130			6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	b	柏井保育園	中部	柏井町５丁目 344番地	84-1210	130	○		1歳6か月	1～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	c	ぶどうの木美園幼稚園	東部	鳥居松町７丁目 41番地１	81-4455	60		○	3歳	3～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	d	オリーブの木第二美園こども園	中部	松河戸町５丁目 ８番地８	81-6900	143			6か月	0～5	7：00～19：00 7：00～15：00
	e	中央大和幼稚園	坂下	神屋町 2298番地673	88-2327	59		○	１歳	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	f	中央台幼稚園	高森台	中央台３丁目 １番地３	91-6996	64			6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	g	春日マリアこども園	松原	六軒屋町西３丁目 ９番地６	81-5764	71			6か月	0～5	7：30～18：30 7：30～15：00
	h	春日井いずみこども園	南城	大留町５丁目 24番地29	51-0725	99			57日目	0～5	7：00～19：00
	i	かちがわ幼稚園	中部	旭町１丁目 28番地	31-3282	50			１歳	1～5	7：30～18：30

○　施設一覧表

園種別	園番	保育園名	中学校区	所在地	電話番号 市外局番 0568	定員	特別支援保育	上乗徴収 ※1	対象最少年齢 ※2	対象保育クラス ※4	開園時間 月曜～金曜日 土曜日
小規模	ア	あおぞら※3	柏原	鳥居松町４丁目177番地	84-2011	19			6か月	0～2	7：00～19：00 7：00～15：00
	イ	トットハウス春日井	柏原	朝宮町１丁目25番地２	44-2780	19			6か月	0～2	7：00～19：00
	ウ	ALL4KIDS チャイルドケア勝川園	中部	松河戸町２丁目２番地19	41-8161	19		○	57日目	0～2	7：30～19：00
	エ	チャイルド王子	知多	勝川町西２丁目44番地	55-5234	19			6か月	0～2	7：30～18：30 7：30～15：00
	オ	勝川サンフレンズ	知多	天神町30番地１	97-8458	19			57日目	0～2	7：00～19：00
	カ	保育所アリス	柏原	鳥居松町２丁目263番地	41-8022	12			6か月	0～2	7：30～19：00 7：30～15：00
	キ	こどものまち保育室 にょいさる	西部	稲口町２丁目３番地22	41-9259	19			57日目	0～2	7：30～19：00 7：30～18：30
	ク	陽のひかり保育園 高蔵寺	高蔵寺	高蔵寺町北４丁目１番地１	52-0003	19			6か月	0～2	7：00～19：00 7：00～15：00
	ケ	保育所おひさま	柏原	八田町１丁目１番地１	85-8999	19			6か月	0～2	7：30～18：30 7：30～15：00
	コ	高蔵寺サンフレンズ	高蔵寺	高蔵寺町２丁目74番地	97-2991	19			57日目	0～2	7：00～19：00
	サ	勝川駅前サンフレンズ	中部	松新町５丁目８番地７	27-5380	19			57日目	0～2	7：00～19：00
	シ	神領サンフレンズ	南城	神領町２丁目15番地２	27-5013	19			57日目	0～2	7：00～19：00
	ス	トットハウス神領	南城	神領町２丁目20番地10	29-7218	19			6か月	0～2	7：00～19：00
	セ	陽のひかり保育園 出川	南城	出川町７丁目５番地２	52-0006	19			6か月	0～2	7：00～19：00 7：00～15：00
	ソ	エンジェルキッズ 勝川園	中部	旭町１丁目13番地５	37-0122	19			57日目	0～2	7：30～19：00
	タ	春日井駅前 サンフレンズ	中部	上条町３丁目244番地	27-7142	19			57日目	0～2	7：00～19：00
	チ	こどものまち保育室 かちがわ駅前	中部	松新町２丁目80番地１	29-9961	19			57日目	0～2	7：30～19：00 7：30～18：30

※申込状況や保育士の配置等によって各年齢のクラス編成は変わります。場合により、保育を実施しないクラスもあります。

※小規模保育園はすべて保育従事者全員が保育士となるＡ型となります。

※認定こども園の定員は２号・３号認定の定員となります。

※1 上乗徴収とは、教育・保育の質の向上を図る目的で園独自で保護者に一定の負担を求めるものです。内容については、各園にお問い合わせください。

※2 対象最小年齢に達した翌月からの入園が可能です。

※3 あおぞら保育園は、アレルギー対応及び離乳食対応ができない園となります。

※4 対象保育クラスが５歳児クラス未満の施設に在園している児童で、施設の対象年齢到達による卒園と同時の転園の場合、希望する転園先に空きがないときは、次のように転園先を確保します。

・小規模保育園の児童は、指定されている連携園（次ページ参照）のいずれかで転園先を確保
・小規模保育園以外の児童は、市内の空きのある施設のいずれかで転園先を確保

○　施設一覧表

【令和９年度クラス編成表】

保育年数	クラス	生年月日
６年	０歳児クラス	令和８年４月２日～
５年	１歳児クラス	令和７年４月２日～令和８年４月１日
４年	２歳児クラス	令和６年４月２日～令和７年４月１日
３年	３歳児クラス（年少クラス）	令和５年４月２日～令和６年４月１日
２年	４歳児クラス（年中クラス）	令和４年４月２日～令和５年４月１日
１年	５歳児クラス（年長クラス）	令和３年４月２日～令和４年４月１日

【小規模保育園の３歳児クラス以降の連携園一覧】

園番	保育園名	連携園名	園番	保育園名	連携園名
ア	あおぞら	第一	コ	高蔵寺サンフレンズ	出川、岩成台
イ	トットハウス春日井	上八田	サ	勝川駅前サンフレンズ	小野、瑞雲
ウ	ALL4KIDS チャイルドケア勝川園	第一、下津、 ALL4KIDSナーサリースクール勝川、 ALL4KIDSナーサリースクール勝川南	シ	神領サンフレンズ	神領
エ	チャイルド王子	白山、追進	ス	トットハウス神領	神領、さくら
オ	勝川サンフレンズ	白山、追進	セ	陽のひかり保育園出川	出川、さくら
カ	保育所アリス	第一	ソ	エンジェルキッズ勝川園	柏原西、瑞雲
キ	こどものまち保育室 にょいさる	前並、大手、柏原西、 こどものまち小野町、美のつむぎ	タ	春日井駅前 サンフレンズ	小野、下津、春日井
ク	陽のひかり保育園高蔵寺	岩成台	チ	こどものまち保育室 かちがわ駅前	瑞雲、こどものまち小野町
ケ	保育所おひさま	柏原、瑞穂			

※連携園とは小規模保育園を卒園する児童の受け皿となる園です。

○保育料・給食費について

◆　保育料

公立保育園、私立保育園、認定こども園、小規模保育園で、保育料の金額に違いはありません。

【年少～年長クラス・認定こども園１号認定の満３歳児クラス】

保育料は無料です。給食費は別途徴収します。

【０歳～２歳児クラス】

保育料は児童の父母の市民税額の合計により算定します。児童の父母には、法律上の婚姻関係にある父母だけでなく、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含みます。

また、父母の収入金額が１５０万円（ひとり親家庭は１２０万円）を超えない場合で、同一地番内に次に該当する者がいる場合は、その者も算定対象となります。

（１）祖父母のうち収入金額が父母の収入金額の合計を上回る者（２人以上ある場合は最高額の者）

（２）祖父母以外で児童又は父母を市民税の扶養親族としている者（２人以上ある場合は収入金額が最高の者）

【算定方法】

４月～８月の保育料は前年度の、９月～３月は現年度の市町村民税所得割額を用いて算定します。

※市町村民税所得割額は、住宅ローン控除、配当控除、寄附金税額控除等の適用前の額です。

※原則として、各月初日の世帯状況により算定します。

※市民税に影響する確定申告等及び市民税・県民税申告を行った場合は、申告書の写しを提出してください。保育料に影響する場合、提出があった月の翌月から見直します。（過去に遡って見直すことはできません。）

【保育料表】

階層	保育料(月額)	階層区分定義	階層	保育料(月額)	階層区分定義
A	0	生活保護法による被保護世帯	D8	23,400	市町村民税所得割額 97,000円以上109,000円未満の世帯
B	0	市町村民税非課税世帯			
C	1,000	市町村民税均等割のみの世帯	D9	27,000	市町村民税所得割額 109,000円以上121,000円未満の世帯
D1	3,000	市町村民税所得割額 16,200円未満の世帯	D10	30,600	市町村民税所得割額 121,000円以上133,000円未満の世帯
D2	5,000	市町村民税所得割額 16,200円以上32,400円未満の世帯	D11	34,200	市町村民税所得割額 133,000円以上145,000円未満の世帯
D3	7,000	市町村民税所得割額 32,400円以上48,600円未満の世帯	D12	37,800	市町村民税所得割額 145,000円以上157,000円未満の世帯
D4	9,000	市町村民税所得割額 48,600円以上60,700円未満の世帯	D13	41,400	市町村民税所得割額 157,000円以上169,000円未満の世帯
D5	12,600	市町村民税所得割額 60,700円以上72,800円未満の世帯	D14	45,000	市町村民税所得割額 169,000円以上265,200円未満の世帯
D6	16,200	市町村民税所得割額 72,800円以上84,900円未満の世帯	D15	48,600	市町村民税所得割額 265,200円以上の世帯
D7	19,800	市町村民税所得割額 84,900円以上97,000円未満の世帯			

【きょうだいがいる場合の算定方法】

（１）同一世帯で２人以上の児童が保育園、幼稚園等を利用している場合、その中で２人目の児童の保育料は各階層の半額、３人目以降の児童の保育料は無料となります。なお、児童の年齢が高い順に１人目、２人目と数えます。

（２）次のア～ウのいずれにも該当する児童（※同居をしていない児童も含む）が２人以上いる場合において、これらの児童のうち第２子の児童の保育料は右の表のとおりで、第３子以降は無料です。

ア　保護者に監護されていること
イ　保護者と生計を同じくしていること
ウ　年度初日において１８歳未満であること

※同居をしていない児童（例：寮で暮らす高校生）がいる等の場合は、保育課にお問い合わせください。

○第２子保育料（ア～ウに該当する場合）

市町村民税所得割額区分	保育料（月額）
97,000円未満の世帯	無料
97,000円以上301,000円未満の世帯	各階層の半額
301,000円以上の世帯	48,600円

◆　延長保育料

延長保育を利用する場合、次の区分に応じて通常の保育料に延長保育料を加算します。

ただし、保育料の階層がＡ、Ｂのときは加算しません。

延長保育の実施区分	金額（月額）
午前７時３０分以前の保育の実施（朝延長）	1,000
午後６時３０分以後の保育の実施（夕延長）	1,000

◆　給食費

給食費は施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

０歳児～２歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。

【公立保育園の給食費】（令和８年度現在）

（１）月額 6,000 円

（２）土曜日に保育園を利用した場合は、１食 300 円で利用日数分を翌月に徴収します。

◆　長期欠席時の保育料・給食費

児童が病気やけが等で長期にわたり欠席するときなどは、前月までに申出いただくことで、保育料・給食費が減免される場合があります。詳しくは保育課までご相談ください。

◆　納入方法

公立保育園・私立保育園の保育料、公立保育園の給食費は市が徴収します。納入方法は口座振替で、納期限（口座振替日）は毎月１５日です。ただし、１５日が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日となります。納付済通知等はありませんので通帳を記帳のうえご確認ください。

認定こども園・小規模保育園の保育料、私立保育園・認定こども園の給食費は、施設により納入方法が異なりますので、それぞれの施設にお問い合わせください。

◆　児童手当からの特別徴収

保育料の滞納が続く場合は、保護者の同意の有無に関わらず、児童手当を直接保育料に充当することがあります。（市が徴収するものに限ります。）

◆　実費徴収と上乗せ徴収

保育料と給食費の他に、絵本代等の実費徴収があります。その他、保育の内容の向上のための上乗せ徴収を実施している園がありますので、詳しくは各園にお問い合わせください。

◆　給食費、保育料の減免について

給食費、保育料減免対象の判定については、課税されている市町村民税所得割額に、住宅ローン控除、配当控除、寄附金控除等を適用する前の市民税額で行います。

【給食費の減免について】

次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合は、給食費のうち副食費が免除され、主食費のみとなります。

（１）市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯

※認定こども園の１号認定の場合は、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯

（２）同一世帯で保育園、幼稚園等に在園している児童の中で第３子以降の児童

※認定こども園の１号認定の場合は、同一世帯で小学校３年生以下の範囲において、第３子以降の児童

（３）ひとり親世帯等(注１)であり、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯

【保育料の減免について】

次の（１）または（２）に該当する場合は、保育料が減免されます。

（１）多子世帯の減免制度

対　象	次のいずれにも該当する世帯 ①こども(注２)が２人以上いる世帯　②市町村民税所得割額57,700円未満の世帯
内　容	こども(注２)の数え方は、年齢が高い順に第１子、第２子、第３子以降となります。（保育園・幼稚園等の利用の要件はありません。） 第２子の保育料は各階層の半額、第３子以降は無料になります。

（２）ひとり親世帯等(注１)の減免制度

対　象	次のいずれにも該当する世帯 ①ひとり親世帯等(注1)　②市町村民税所得割額77,101円未満の世帯
内　容	こども(注２)の数え方は、年齢が高い順に第１子、第２子、第３子以降となります。（保育園等その他の施設の利用の要件がなくなります。） 第１子は次の表のとおり、第２子以降は無料になります。

○　ひとり親世帯等(注１)の減免世帯に該当する第１子の保育料

階層区分	保育料(月額)	階層区分	保育料(月額)	階層区分	保育料(月額)
C	500	D3	3,200	D6	7,500
D1	1,400	D4	4,100		
D2	2,300	D5	5,800		

(注１)母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で現にこどもを扶養している者の属する世帯。在宅で、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者のいる世帯。

(注２)こどもとは、生計を一にするこどもとし、同居をしていない場合も含まれます。同居をしていないこども（例：寮で暮らす高校生）がいる等の場合は、保育課までお問い合せください。

保育園・小規模保育園 利用申込書記入例

整理番号 第　　号

春日井市長

令和9年度 保育利用申込書　兼
施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用）

申請日	令和　年　月　日

受付印

提出前に申請日を記入してください

保護者	現住所	〒 486 － 8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地	
	氏名	春日井　父夫	電話（ 0568 ） 85 － ×××× 携帯電話 （父） 090 － ×××× － ×××× （母） 080 － ×××× － ××××

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費にかかる教育・保育給付認定を申請するとともに、利用の申込みをします。
なお、必要な場合は、春日井市において市民税に関する課税資料（必要に応じ世帯分を含む）、生活保護及びひとり親手当の受給状況、障がいの手帳の状況について確認されることに同意します。あわせて、当該申請書に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、施設に対して提供されることに同意します。

（注意）
利用を希望する施設を限定する（記載が少ない）ことで、希望の施設へ入園しやすくなることはありません。利用調整を行う場合には、重要な情報となりますので、できる限り利用を希望する施設を記載してください

		年齢	性別
利用申込児童	春日井　姉奈　　8 日生	令和9年4月1日現在 満 2 歳	男・女

	第一希望	第二希望	第三希望	第四希望	第五希望
利用を希望する	第一保育園	第二保育園	第三保育園	大手保育園	春日井保育園
	望	第八希望	第九希望	第十希望	
	こども園	瑞雲保育園	トットハウス春日井	貴船保育園	

利用申込児童を除く同居する（同一敷地）家族全員を記入してください
同居していない児童（18歳未満）がいる場合は記入してください
※保育料の算定に影響する場合があります

利用申込児童と同居している家族	氏名	生年月日	年齢（R9.4.1現在）	児童との続柄	勤務先又は学校・保育園等名
	春日井　父夫	S H　62・10・29	39	父	○○会社
	春日井　母美	S H　63・1・18	39	母	△△銀行
	春日井　弟郎	T S H R　29・8・5	9	兄	□□小学校
	春日井　妹子	T S H R　7・10・19	1	妹	
	春日井　祖父介	T S H R　35・5・18	66		
	春日井　兄太	T S H R　22・9・4	16	兄	○○県△△市□□町
		T S H R　・・			

令和9年4月1日時点で、通う予定の施設名等を記入してください。未確定の場合は、予定を記入してください（「高校進学予定」等）

現住所が市外の場合、市内転入後の住所	

小学校入学前までの利用を希望される場合は、終了日の記入は必要ありません

施設利用希望期間	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和　年　月　日

入園を希望する理由	母親	■ 就労　□ 妊娠・出産　□ 疾病・障がい　□ 看護・介護　□ 就学　□ 災害復旧 □ 求職活動　□ 育児休業中（2歳児クラス～年長クラス　）
	父親	■ 就労　□ 疾病・障がい　□ 看護・介護　□ □ 求職活動　□ 育児休業中（2歳児クラス～年長クラスのみ）　□ その他（　）

第1希望の保育園に入園する場合の希望保育時間を記入してください

希望保育時間	平日 8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	土曜（希望者のみ）　時　分 ～ 時　分

認定こども園 利用申込書記入例

認定こども園

整理番号 第　　号

令和9年度 保育利用申込書

申請日	令和　　年　　月　　日

提出前に申請日を記入してください

保護者	現住所	〒 486 － 8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地	
	氏名	春日井　父夫	電話（ 0568 ） 85 － ×××× 携帯電話 (父) 090 － ×××× － ×××× (母) 080 － ×××× － ××××

受付印

次のとおり、利用の申込みをします。
なお、必要な場合は、春日井市において市民税[redacted]、生活保護及びひとり親手当の受給状況、障がいの手帳の状況について確[redacted]請書に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、施設に対して提供されることに同意します。

該当する区分に○をつけてください

希望認定区分	1号 ・ 2号 ・ (3号) （ (新規) ・ 号変更 ）

		年齢	性別
利用申込児童	8 日生	令和9年4月1日現在 満 2 歳	男 ・ (女)

（注意）
利用を希望する施設を限定する（記載が少ない）ことで、希望の施設へ入園しやすくなることはありません。利用調整を行う場合には、重要な情報となりますので、できる限り利用を希望する施設を記載してください

	第一希望	第二希望	第三希望	第四希望	第五希望
利用を[redacted]	☆☆こども園	第二保育園	第三保育園	大手保育園	春日井保育園
	[redacted]望	第八希望	第九希望	第十希望	
	[redacted]育園	瑞雲保育園	トットハウス春日井	貴船保育園	

利用申込児童を除く同居する（同一敷地）家族全員を記入してください
同居していない児童（18歳未満）がいる場合は記入してください
※保育料の算定に影響する場合があります

利用申込児童と同居している家族	氏名	生年月日	年齢（R9.4.1現在）	児童との続柄	勤務先又は学校・保育園等名
	春日井　父夫	(S) H 62 ・ 10 ・ 29	39	父	○○会社
	春日井　母美	(S) H 63 ・ 1 ・ 18	39	母	△△銀行
	春日井　弟郎	T S (H) R 29 ・ 8 ・ 5	9	兄	□□小学校
	春日井　妹子	T H S (R) 7 ・ 10 ・ 19	1	[redacted]	
	春日井　祖父介	T H (S) R 35 ・ 5 ・ 18	66		
	春日井　兄太	T S (H) R 22 ・ 9 ・ 4	16	兄	○○県△△市□□町
		T H S R ・ ・			

令和9年4月1日時点で、通う予定の施設名等を記入してください。未確定の場合は、予定を記入してください（「高校進学予定」等）

現住所が市外の場合、市内転入後の住所	

小学校入学前までの利用を希望される場合は、終了日の記入は必要ありません

施設利用希望期間	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和　　年　　月　　日

入園を希望する理由	母親	■ 就労 □ 妊娠・出産 □ 疾病・障がい □ 看護・介護 □ 就学 □ 災害復旧 □ 求職活動 □ 育児休業中（2歳児クラス～年長クラス ）
	父親	■ 就労 □ 疾病・障がい □ 看護・介護 □ □ 求職活動 □ 育児休業中（2歳児クラス～年長クラスのみ） □ その他（ ）

第1希望の保育園に入園する場合の希望保育時間を記入してください

希望保育時間	平日 8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	土曜（希望者のみ） 時 分 ～ 時 分

家

家庭状況確認書記入例

母親の状況

外勤・自営・内職・就学	事業所(学校)名	△△銀行	雇用開始(予定)日	平成 26 年 4 月 1 日	
	勤務(予定)地	春日井市□□□			
	□ 単身赴任	赴任先住所		赴任(予定)期間	
	勤務時間(正規)	平日 8 時 00 分 ～ 17 時 00 分	土曜 時 分 ～ 時 分		
	通勤(通学)方法	□ 徒歩 ■ 自転車 □ 自動車 □ 公共交通機関 (市内最寄り駅)			
出産	予定日	年 月 日 予定	□ 多胎妊娠である		
疾病・障がい	病名・障がい名		病院・施設名		
	手帳の有無	□ 無 □ 有 手帳の種類及び級・判定 ()			
	状況	□ 入院(年 月 日から) □ 自宅療養 □ 通院通所 月・週			
看護・介護	対象者	続柄()	病名・障がい名		
	手帳の有無	□ 無 □ 有 手帳の種類及び級・判定 (			
	状況	□ 自宅療養 □ 通院通所 月・週 回	病院・施設名		
求職中	□ 求職活動中・求職活動をする予定				
不存在	理由	□ 離婚・未婚 □ 失踪 □ 拘禁 □ 離婚調停中 □ その他(			
	発生時期	年 月 日 (頃) から			

父親の状況

外勤・自営・内職・就学	事業所(学校)名	○○会社	雇用開始(予定)日	平成 22 年 4 月 1	
	勤務(予定)地	名古屋市中区☆☆			
	□ 単身赴任	赴任先住所		赴任予定期間	
	勤務時間(正規)	平日 8 時 30 分 ～ 17 時 30 分	土曜 時 分 ～ 時 分		
	通勤(通学)方法	□ 徒歩 □ 自転車 □ 自動車 ■ 公共交通機関 (市内最寄り駅 春日井			
疾病・障がい	病名・障がい名		病院・施設名		
	手帳の有無	□ 無 □ 有 手帳の種類及び級・判定 (			
	状況	□ 入院(年 月 日から) □ 自宅療養 □ 通院通所 月・週			
看護・介護	対象者	続柄()	病名・障がい名		
	手帳の有無	□ 無 □ 有 手帳の種類及び級・判定 ()			
	状況	□ 自宅療養 □ 通院通所 月・週 回	病院・施設名		
求職中	□ 求職活動中・求職活動をする予定				
不存在	理由	□ 離婚・未婚 □ 失踪 □ 拘禁 □ 離婚調停中 □ その他()			
	発生時期	年 月 日 (頃) から			

父・母の保育を必要をする理由に応じてそれぞれ記入してください

令和8年1月1日時点の住所が市外の場合	母親	住所	名古屋市守山区○○○	父親	住所 名古屋市守山区○○○
令和9年1月1日時点の住所が市外の場合	母親	住所		父親	住所

申込児童及び児童と同居している家族内で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人はいますか

(いいえ) ・ はい 手帳の種類及び級・判定 () 対象者氏名 ()

生活保護を適用中ですか (いいえ) ・ は 日

同居・別居にかかわらず記入してください
祖父母がいない場合は「不存在」と記入してください

祖父母の状況

		氏名	住所	年齢(R9.4.1)	就労状況	健康状態(該当する場合)
母方	祖父	愛知 祖父夫	小牧市堀ノ内○○	64 歳	(常勤) ・ パート ・ 自営 ・ 無職	入院中 ・ 要介護
	祖母	愛知 祖母子	同上	62 歳	常勤 ・ パート ・ 自営 ・ (無職)	入院中 ・ 要介護
父方	祖父	春日井 祖父介	春日井市鳥居松町5丁目44番地	66 歳	常勤 ・ (パート) ・ 自営 ・ 無職	入院中 ・ 要介護
	祖母	不存在		歳	常勤 ・ パート ・ 自営 ・ 無職	入院中 ・ 要介護

調査事項確認書記入例

ご
いただきます。各園の状況によっては、希望に添えないこともありますのでご了承ください。

1	利用を希望する施設が第十一希望以上ある場合は、第十一希望以降の希望する施設を希望順に記入してください。（何施設でも可）
	11 下津保育園、12　マ・メール上条保育園

（注意）
利用を希望する施設を限定する（記載が少ない）ことで、希望の施設へ入園しやすくなることはありません。利用調整を行う場合には、重要な情報となりますので、できる限り利用を希望する施設を記載してください

2	第十希望以上ある場合で、希望する施設の ※第十希望以上ない場合は、希望園のみ	しますか。
	いいえ ・ はい	はいの場合、春日井市内のすべての認可保育施設の中から利用可能な施設を保育課が調整し決定します。

3	育児休業中での保育園利用の希望ですか（2歳児クラス～年長クラスのみ）。 ※育児休業の対象となっている児童の申込みはできません。 ※育児休業中での利用は基準指数が1点となります。	
	いいえ ・ はい	入園申込みする兄弟姉妹について、「6」の設問を、はいとする場合も、基準指数が1点となります。

4	特別支援保育を希望しますか（年少クラス～年長クラスのみ）。 ※特別支援保育では、児童の発達状況等により、通常保育よりも保育士を多く配置して保育を実施します。	
	いいえ ・ はい	はいの場合、第一希望の保育園での面談を行います。面談の結果によっては、対象とならないこともあります。

5	医療的ケアを希望しますか。 ※医師が集団保育を可能と判断し、医師の指示により看護師が医療的ケアを実施します。	
	いいえ ・ はい	医療的ケアを実施できる施設は、施設の職員体制や、必要な医療的ケアの内容等に応じて、個別に調整します。

6	保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できますか。	
	いいえ ・ はい	はいの場合は、審査順番が最後となり、入園の可能性が著しく低くなります。入園が保留となることを確約するものではありません。

7	施設への送迎者及び送迎可能手段をすべてチェックしてください。
	■ 母 → □ 徒歩 □ 自転車 ■ 自動車 □ その他（ ）
	■ 父 → ■ 徒歩 ■ 自転車 □ 自動車 □ その他（ ）
	□ 祖父・祖母 → □ 徒歩 □ 自転車 □ 自動車 □ その他（ ）
	□ その他（ ） → □ 徒歩 □ 自転車 □ 自動車 □ その他（ ）

保育園へ送迎する可能性がある人及び使用できる交通手段をすべてチェックしてください

8	保育園等入園前の保育の状況にあてはまるものをすべてチェックしてください。
	■ 父・母が保育 □ 祖父母が保育 □ 知人が保育 □ 職場へつれて行く
	□ 在園中 園名 （ ） □

きょうだいで同時に申請をする場合は記入してください

9	兄弟姉妹2人以上同時に保育園の新規申込みをしますか。 はいの場合、同時に申込みをする児童の第一希望保育園名と名前を記入してください。	
	いいえ ・ はい	園名 （ 第一保育園 ） 児童名 （ 春日井　妹子 ）

※兄弟姉妹2人以上同時に新規申込みをする方に、次の2点についてお尋ねします。

きょうだいで2人以上同時に新規利用申込みする場合にチェックしてください

10	1　兄弟姉妹の利用調整方法について（調整方法は、希望に沿えない場合もありますのでご了承くださ
	施設の利用調整が必要となった場合、次のAまたはBどちらの調整方法を希望しますか
	■ A　希望施設の順番を下げてでも兄弟姉妹全員が同じ施設を利用することを優先した調整を希望
	□ B　兄弟姉妹で異なる施設となっても、児童ごとの希望施設順を優先した調整を希望
	2　兄弟姉妹の利用時期について
	施設の利用調整の結果、申込みをした兄弟姉妹が同時に施設の利用ができないこととなる場合、次のAまたはBどちらを希望しますか
	□ A　申込みをした兄弟姉妹全員の利用を希望しない（申込みをした兄弟姉妹全員が入園保留となります）
	■ B　利用できる児童は利用を希望する

入園申込確認事項チェック表記入例

該当する確認事項にチェックをしてください。また、申込みの前にご自身で記入内容の確認を行ってください。

■	施設の利用希望月は、申込期限に間に合う月となっている。
■	必要な申込書類がすべて揃っている。(必要な申込書類の一覧は、「入園申込みのご案内」の背表紙にあります。)
■	必要な申込書類にすべて記入している。
■	申込書の写しが必要な場合は、申請前に写しをとっている。

申込書類に不備があった場合でも、締切り時点の状態での入園審査になりますので、締切日に余裕をもって書類を提出をしてください

○保育利用申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用)

■	利用を希望する施設は、児童の年齢、希望の保育時間に合致している。
■	送迎可能な園を可能な限り記入している。(利用を希望する施設の記入が少ないことで、入園保留となる場合があります。)
■	利用申込児童と同居している家族は、住民票上同住所の家族をすべて記入している。
□	現住所が市外の場合、入園決定後、入園月の前月末日までに春日井市に転入できる。

(注意)
保育園への入園が決定後でも、入園月の前月末日までに春日井市に転入ができない場合は、入園が取消しとなります

○調査事項確認書

■	利用を希望する施設は、児童の年齢、希望の保育時間に合致して
□	「入園するための調整を行うことを希望しますか」を「はい」にした場合、第十希望以上記載している。
□	「入園するための調整を行うことを希望しますか」を「はい」にした場合、希望以外の施設に決定する場合があることを承知している。
□	育児休業中での保育園利用を希望している場合、「育児休業中での保育園利用の希望ですか。」を「はい」にしている。
□	「育児休業の延長を許容できますか」を「はい」にした場合、審査の順番が最後となり、入園の可能性が著しく低くなることを承知している。
■	兄弟姉妹2人以上同時に新規申込みをする場合、2つの設問に回答をしている。

兄弟姉妹2人以上の申込みの場合の入園調整方法について、その他希望があれば申込みの際にお伝えください
(例：利用できる児童は利用を希望するが、下の子のみ入園が可能な場合は入園を希望しない)
※内容によっては、希望に添えない場合もあります

市・園確認事項　※ここには何も記入しないでください。

提出日	／	確認者		)

○特記事項

○未提出書類

父要件	□	就労証明書	□	確定申告書等写し	□	就労予定申立書兼誓約書	
	□	障がい者手帳	□	診断書	□	就学証明書・カリキュラム	
	□	令和8年度課税証明書		□	令和9年度課税証明書		
母要件	□	就労証明書	□	確定申告書等写し	□	就労予定申立書兼誓約書	
	□	障がい者手帳	□	診断書	□	就学証明書・カリキュラム	
	□	母子手帳	□	令和8年度課税証明書	□	令和9年度課税証明書	
共通	□	個人番号提供書	□	入園前の生活状況	□	在園証明書	

認定こども園教育・保育給付認定申請書（２・３号認定用）記入例

認定こども園については、利用申込（施設宛）と教育・保育給付認定申請（春日井市宛）が別々になります。
こちらは２号・３号の教育・保育給付認定申請書です。

保護者	住所	〒 486 － 8686 春日井市 鳥居松町5丁目44番地	
	氏名	春日井 父夫	電話（0568）85 － ×××× 携帯電話（父）090 － ×××× － ×××× （母）080 － ×××× － ××××

受付印

次のとおり、施設型給付費にかかる教育・保育給付認定を申請します。
なお、必要な場合は、春日井市において市民税に関する課税資料（必要に応じ世帯分を含む）、生活保護及び手当の受給状況、障がいの手帳の状況について確認されることに同意します。あわせて、当該申請書に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、施設に対して提供されることに同意します。

該当する区分に○をつけてください

利用申込児童氏名	性別	保育年数	希望認定区分	2号 ・ 3号
ふりがな かすがい あねな 春日井 姉奈 （令和9年4月1日 現在）	男 ・ (女)	4年保育	第一希望	☆☆こども園

利用申込児童を除く同居する（同一敷地）家族全員を記入してください
同居していない児童（18歳未満）がいる場合は記入してください
※保育料の算定に影響する場合があります

氏名	生年月日	年齢（R9.4.1現在）	児童との続柄	勤務先又は学校・保育園等名
春日井 父夫	(S)H 62・10・29	39	父	○○会社
春日井 母美	(S)H 63・1・18	39	母	△△銀行
春日井 弟郎	TS (H)R 29・8・5	9	兄	□□小学校
春日井 妹子	TS (R) 7・10・19	1	妹	
春日井 祖父介	T (S) 35・5・18	66	祖父	
春日井 兄太	TS (H)R 22・9・4	16	兄	○○県△△市□□町
	T H S R ・ ・			
	T H S R ・ ・			

令和9年4月1日時点で、通う予定の施設名等を記入してください。未確定の場合は、予定を記入してください（「高校進学予定」等）

きょうだいで同時に申請をする場合は記入してください

兄弟姉妹の施設申込	□ 無	■ 有	園名 ☆☆こども園	児童名	春日井 妹子

令和8年1月1日時点の住所	□春日井市内	■春日井市外 住所 名古屋市守山区○○○
令和9年1月1日時点の住所	■春日井市内	□春日井市外 住所

施設利用希望期間	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 月 日
入園を希望する理由	■ 就労 □ 妊娠・出産 □ 疾病・障がい □ 看護・介護 □ 求職活動 □ 育児休業中（2歳児クラス～年長クラスのみ） □
現在の保育の状況	■ 父・母が保育 □ 祖父母が保育 □ 在園中 園名（ ） □ 知人が保育 □ 職場へつれて行く □ 認可外施設等 施設名（ ）

小学校入学前までの利用を希望される場合は、終了日の記入は必要ありません

認定こども園教育・保育給付認定申請書（１号認定用）記入例

認定こども園については、利用申込（施設宛）と教育・保育給付認定申請（春日井市宛）が別々になります。
こちらは１号の教育・保育給付認定申請書です。

護者		春日井市　鳥居松町5丁目44番地	
護者	氏名	春日井　父夫	電話　（ 0568 ）　85　－　×××× 携帯電話　（父）　090　－　××××　－　×××× （母）　080　－　××××　－　××××

次のとおり、施設型給付費にかかる教育・保育給付認定を申請します。
なお、必要な場合は、春日井市において市民税に関する課税資料（必要に応じ世帯分を含む）、生活保護及びひとり親手当の受給状況、障がいの手帳の状況について確認されることに同意します。あわせて、当該申請書に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、施設に対して提供されることに同意します。

利用申込児童氏名	性別	障がいの有無	利用予定施設名
ふりがな　かすがい　あねな 春日井　姉奈　（令和9年4月1日現在　満 3 歳）	男 （女）	有 （無）	☆☆こども園

利用申込児童を除く同居する（同一敷地）家族全員を記入してください
同居していない児童（18歳未満）がいる場合は記入してください
※保育料の算定に影響する場合があります

	生年月日	年齢（R9.4.1現在）	児童との続柄	勤務先又は学校・保育園等名
春日井　父夫	（S）H　62・10・29	39	父	○○会社
春日井　母美	（S）H　63・1・18	39	母	△△銀行
春日井　弟郎	T S （H）R　29・8・5	9	兄	□□小学校
春日井　妹子	T S H （R）　7・10・19	1		
春日井　祖父介	T （S） H R　35・5・18	66		
春日井　兄太	T S （H）R　22・9・4	16	兄	○○県△△市□□町
	T S H R　・・			

令和9年4月1日時点で、通う予定の施設名等を記入してください。未確定の場合は、予定を記入してください（「高校進学予定」等）

生活保護の受給状況	（1）適用なし	2. 申請中	3. 適用あり（　年　月　日）開始
ひとり親手当の受給状況	（1）適用なし	2. 申請中	3. 適用あり（　年　月　日）開始　（受給者番号　）
ひとり親家庭等医療証	（1）適用なし	2. 申請中	3. 適用あり（　年　月　日）開始　（医療証番号　）
障がい者手帳の交付状況	交付者氏名		児童との続柄
	手帳の種類	1.身体障害者手帳　2.療育手帳　級　3.精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）　級	

※施設記載欄

受付年月日	令和　年　月　日
施設名	
利用内定の有無	有（令和　年　月　日）・　無
備考	

※春日井市記載欄

受付年月日	令和　年　月　日		
認定区分	認定者番号	支給期間	利用施設（事業者名）
1号		自　令和　年　月　日 ～ 至　□小学校就学前 □令和　年　月　日	
備考			

○よくある質問

Q1 早く申込みをした方が入園しやすくなりますか。

A1 申込書の提出の早い・遅いが入園審査に影響することはありません。書類の不足や不備があった場合は申込み締切日までに修正等が必要なため、締切日に余裕を持って提出していただくことをお勧めします。

Q2 育児休業からの復職に合わせて入園を申込みする場合は、どのように指数が算定されますか。

A2 基準指数は、復職したときの就労時間を就労実績とみなして指数を算定し、調整指数として2点を加算します。復職時に時短勤務をする場合はQ3を、復職に関してはQ13、Q14 を確認してください。

Q3 時短勤務の場合は、どのように指数が算定されますか。

A3 育児のために短時間勤務をする場合、短縮前の雇用契約上の通常の時間数を就労実績とみなして指数を算定します。

Q4 仕事が決まっていなくても、入園の申込みをすることはできますか。

A4 求職活動をしている状況であれば、就労先が決まっていなくても申込むことができます。ただし、入園が決定した場合でも、保育園を利用できるのは2か月間です。この2か月の間に、月 60 時間以上勤務する就労先が決まれば、継続して利用することができます。

Q5 市外から春日井市に転入を予定していますが、入園を申込むことはできますか。

A5 転入後の春日井市の住所がはっきりしていれば、申込みをすることはできます。入園が決まった際には、遅くとも入園月の前月末日までに春日井市に住民票を移していただく必要があります。

Q6 希望施設は、空き状況が「X」の園を記入することはできますか。

A6 記入していただくことは可能です。ホームページで公表している空き状況は、月初時点のものなので、公表後に急な退園などで空きが生じる場合もあるためです。

Q7 希望施設を少なくすることで入園が決まりやすくなるのでしょうか。

A7 希望施設数が少ないことで、入園が決まりやすくなることはありません。P.6～7 の審査方法をご理解の上、希望施設等のご記入をお願いします。

Q8 申込みをするにあたり、入園を希望する施設の見学は必須でしょうか。

A8 申込みにあたり、見学は必須ではありません。希望施設を選ぶための情報収集や入園決定時の備えとして、見学を含め、園の保育方針や雰囲気、送迎の経路、諸経費などをご確認いただくことをお勧めします。見学を希望される場合は、事前に各施設へお問い合わせください。

Q9 申込書を提出するときに、児童本人も同席した面接・面談はありますか。

A9 申込書の提出時には面接・面談は行っていません。認定こども園への入園を希望する場合は、その園にご確認ください。なお、特別支援保育を希望する場合は、申込書の提出後に第１希望の園でお子さんとともに面談をしていただきます。

Q10 公立と私立ではどのような違いがありますか。

A10 公立・私立に関わらず、国が定めた基準に基づき運営をしていますので、必要な保育士の配置人数や設備の基準に違いはありません。また、保育料も同じです。保育方針、開園時間、延長保育の有無、給食費等の諸経費などは、施設ごとに異なりますので、詳しくは、各施設へお問い合わせください。

Q11 申込みの結果はいつ分かりますか。

A11 途中入園・転園については、入園希望月の前月 25 日頃までに届くよう結果の通知を発送します。４月入園・転園については、P.３を確認してください。なお、転園は、転園が決定した場合のみ、通知を発送します。

Q12 保育利用承諾通知書が届いたら（入園が決定したら）、何をすればよいですか。

A12 すみやかに決定園に連絡をしてください。各園から入園準備等の説明がありますので、ご対応ください。

Q13 育児休業からの復職に合わせて入園する場合、いつまでに復職すればよいですか。

A13 入園した月の月末までに復職することが条件です。復職ができない場合は、入園の取消しや退園となることがあります。なお、通園は、復職以降でなく月初からできますので、園とご相談ください。

Q14 育児休業からの復職に合わせて入園が決まりました。通園はいつからできますか。

A14 保護者の復職日以降でなくても、入園月の初日から通園することができます。具体的には、入園が決定した施設と相談してください。

Q15 入園ができなかった場合は、再度、申込書の提出が必要ですか。

A15 １度の申込みで３か月分の入園審査を行います。３か月を超えて入園の申込みを希望する場合は、保育利用保留通知書に案内を同封しますので、審査の延長申請をしてください。また、３か月分の審査を希望しない場合も取下げの申請が必要です。

Q16 通園中のこどもがいますが、下の子を出産したので育児休業を取得します。保育園に通い続けることはできますか。

A16 通園中のお子さんが、２歳児クラス以上であれば、継続して通園していただくことができます。０歳児クラス又は１歳児クラスの場合は、出産日の翌月から２か月は通園することができますが、その後は退園していただくことになります。

Q17 市外への引越しを予定していますが、いつまで通園することができますか。

A17 転出した月の月末まで通園することができます。

○各種サービス・子育て支援施設

※幼児教育の無償化に伴い、サービスによっては料金が異なる場合があります。詳しくは施設にお問い合わせください。

～各種サービス～

●泊まりで預けたい　⇒ ① **児童ショートステイ**
●週に2･3日預けたい　⇒ ② **特定保育**
●急な用事等で預けたい　⇒ ③ **一時保育・一時預かり**
●定期的に通わせたい　⇒ ④ **こども誰でも通園制度**
●こどもが病気　⇒ ⑤ **病児・病後児保育**
●日曜・祝日も仕事　⇒ ⑥ **休日保育**
●子育ての手助けをして欲しい（送迎や預かり）
　子育てのお手伝いをしたい
　⇒ ⑦ **ファミリー・サポート・センター**

① 児童ショートステイ

市内にお住まいの 18 歳未満のお子さんで、その保護者の方が社会的な理由（病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校の公的行事への参加など）により一時的に家庭における子育てが困難になったときに、原則として7日間を限度として、児童福祉施設でお子さんをお預かりします。

（所得に応じて利用料金の負担があります。）

お問い合わせ先：こども家庭支援課

☎0568-85-6229

② 特定保育

毎週2･3日程度お子さんをお預かりします。

実施園：天使みつばち保育園（朝宮町 2-10-12）

対象者：生後 57 日目～就学前

☎0568-35-5010

③ 一時保育・一時預かり

保護者（父母・祖父母など）が冠婚葬祭、病気、出産、就労その他の理由により、家庭において保育を行うことが困難なときや、講習会やリフレッシュなどのときに、児童を施設でお預かりします。里帰り出産のために市内に居住している方も、ご利用できます。

一時保育

保育時間：午前８時 30 分～午後４時
休 園 日：土曜日午後、日曜日、祝休日、年末年始
利用料金：1,000 円～2,500 円（１回）

◆実施園◆

＜対象者：６か月児～就学前＞

・高座保育園（高蔵寺町北 3-6-3）☎0568-51-2611
・神屋保育園（神屋町 2022-3）　☎0568-88-8739
・さくら保育園（出川町 8-6-1）　☎0568-52-6006
・はぐくみ保育園（小野町 4-2-24）☎0568-90-8993
・神領すまいる保育園（神領町 1-6-12）☎0568-86-0915
・マ・メール上条保育園（上条町 10-198-3）☎0568-27-6367
・さくら第2保育園（白山町 6-4-8）☎0568-27-7031
・第2はぐくみ保育園（下市場町 4-14-1）☎0568-90-8989
・ことのは熊野保育園（熊野町字水田 2255）☎0568-36-1650

＜対象者：１歳児～就学前＞

・白山保育園（味美白山町 2-3-2）☎0568-31-6622

＜対象者：生後 57 日目～就学前＞

・天使みつばち保育園（朝宮町 2-10-12）☎0568-35-5010

一時預かり

◆実施施設◆

子育て子育ち総合支援館

場　所：勝川町 8-13（勝川駅南口ビル2階）
利用時間：午前7時 30 分～午後7時
休所日：年末年始
対　象：市内居住の生後6か月以上の未就学児
☎0568-35-3501

利用時間	利用料	給食代
1 日（午前 7 時 30 分～午後 7 時）	3,000 円	350 円 日祝日 375 円
午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分	1,500 円	
午後 1 時～午後 7 時	1,500 円	―

東部子育てセンター

場　所：中央台 2-5（サンマルシェ・アピタ館地下１階）
　　※接面道路からは地上２階
利用時間：午前7時 30 分～午後7時
休所日：日曜日、祝休日、年末年始、サンマルシェ休業日
対　象：市内居住の生後6か月以上の未就学児
☎0568-92-7757（午前9時～午後5時）

利用時間	利用料	給食代
1 日（午前 7 時 30 分～午後 7 時）	3,000 円	350 円
午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分	1,500 円	
午後 1 時～午後 7 時	1,500 円	―
1 時間預かり	500 円／時間（上限 3,000 円）	―

JR 春日井駅南口一時保育室

場　所：上条町 3-244（さくらす春日井3階）
利用時間：午前7時 30 分～午後7時
休所日：年末年始
対　象：市内居住の生後6か月以上の未就学児
☎0568-37-3039（午前9時～午後5時）

利用時間	利用料	給食代
1 日（午前 7 時 30 分～午後 7 時）	3,000 円	320 円
午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分	1,500 円	
午後 1 時～午後 7 時	1,500 円	―

※一時保育・一時預かりはインターネットからの予約申し込みができます。本 QR コードを読み込むと予約ページに移ります。

④ こども誰でも通園制度

保護者の就労要件等の有無に関わらず、１か月あたり４時間まで利用できます。

◆実施園◆

・あさひがおかこども園（田楽町 1550）☎0568-81-8564
・神屋保育園（神屋町 2022-3）　☎0568-88-1796
・こまどり幼稚園（藤山台５-２-１）☎0568-91-9750
・ナザレ幼稚園（桃山町１-30-２）☎0568-83-7911

利用料金：300 円／時間

対象者：市内在住で保育園等に通園していない6か月児～満３歳児（施設により異なります）

⑤ 病児・病後児保育

保育園などに通っている児童が、病気の回復期に至らず、かつ、当面の症状の急変が認められない場合もしくは病気の回復期であり、集団保育が困難な期間に、専用施設で一時的にお預かりします。

◆実施医院◆

・かめざわクリニック（東野町 1-1-13）☎080-2618-8568
・みちかぜクリニック（出川町 8-13-16）☎0568-52-1880

保育日：月～金曜日　午前８時 30 分～午後５時
　　土　曜　日　午前８時 30 分～午後１時
　　※日曜日、祝日、年末年始を除く

対象者：６か月児～小学３年生

利用料金：2,000 円／日

（食事・おやつ代 600 円が別途必要）※減免制度あり

⑥ 休日保育

保育園が休みとなる日曜、祝休日に保護者の勤労などにより家庭での保育が困難な場合に、児童を保育園でお預かりします。

◆実施園◆

・あさひがおかこども園（田楽町 1550）☎0568-81-8564
・こどものまち小野町保育園（小野町２-１-１）☎0568-29-7063

対象者：公私立保育園、認定こども園及び小規模保育園に入園中の児童

⑦ ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員となり、地域の中でお互いに助け合いながら活動する有償のボランティア組織です。会員になるには、講習会の受講が必要です。

※専門的な保育を行うのではなく、依頼の範囲内で会員同士の話し合いによって活動を行うものです。

＜会員の資格＞

・援助会員は、市内在住の 20 歳以上の方です。
　資格や経験、性別は問いません。
・依頼会員は、市内に在住・在勤・在学している方で、対象のこどもは生後６か月以上小学６年生以下です。

＜援助の報酬＞

・援助活動終了後、依頼会員が直接援助会員に支払います。
・午前７時～午後７時まで　　１時間当たり 700 円
・上記以外の時間及び土、日、祝日　１時間当たり 800 円

※援助会員に費用の負担をかけた場合は、依頼会員が実費を支払います

＜問い合わせ先＞

春日井市ファミリー・サポート・センター
春日井市勝川町 8-13（子育て子育ち総合支援館内）
☎0568-35-3516
開所時間：午前９時～午後７時
休所日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）、年末年始

～子育て支援施設～

子育て子育ち総合支援館（かすがいげんきっ子センター）

勝川駅南口ビル2F という便利な場所にあり、館内はおやこ広場（ままごとコーナー、０～１歳のコーナー、図書コーナー、遊戯室など）や児童の部屋、卓球の部屋など安心して利用することができます。また一時預かりや放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの事務局もあります。

自由来館開館時間：午前９時～正午、午後１時～午後６時
（児童の部屋は、午前９時～正午と午後１時～午後５時）

自由来館休館日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）、年末年始

所在地：勝川町8-13（勝川駅南口ビル2階）

☎0568-35-3501

子育て支援センター

未就園児とその保護者を対象とした施設で、子育て中の親子の交流の場です。自由来所や親子教室・育児講座などを開催しています。子育てについてのアドバイスや、子育てサークルの支援活動も行っています。

● 春日井市子育て支援センター
　開所時間：午前９時～正午、午後１時～午後４時
　休所日：土曜日、日曜日、祝休日、年末年始
　所在地：上八田保育園内（八田町 2-13-6）
　☎0568-85-8824

● 神屋子育て支援センター
　開所時間：午前９時～正午、午後１時～午後３時
　（子育て相談は午後４時まで）
　休所日：土曜日、日曜日、祝休日、年末年始、４月初旬、８月中旬、３月下旬
　所在地：神屋保育園内（神屋町 2022-3）
　☎0568-88-8333

児童センター

0 歳から 18 歳未満のお子さんを対象に遊びを中心とした幅広い活動の機会を提供しています。未就園の乳幼児とその保護者を対象としたひよこ教室や絵本の読み聞かせ、育児相談、小・中学生対象の各種講座などを開催しています。戸外遊び場ではすべり台やブランコ、遊戯室兼体育ホールでは卓球で遊ぶことができます。

開所時間：午前９時30分～正午、午後１時～午後４時30分
休 所 日：月曜日、年末年始
遊び場等：児童図書室、体力増進室、遊戯室兼体育ホール、戸外遊び場、集会室（飲食コーナー）など
所 在 地：浅山町 1-2-61（総合福祉センター内）
☎0568-87-6866

交通児童遊園

自転車に乗って交通ルールを学べる信号機付きのトレーニングコースや蒸気機関車・消防自動車の展示もあります。室内では、あそびスペース・多目的ホール・創作室などで様々な遊びが楽しめます。その他、季節の行事などの催しも行っています。

開所時間：午前９時～午後６時（一部午後4時30分で終了）
休 所 日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）、年末年始
所 在 地：弥生町 2-70
☎0568-81-1301

東部子育てセンター

子育て家庭が安心して子育てできるよう、子育て相談・情報提供の実施や、概ね3歳未満の乳幼児とその保護者を対象としたつどいの広場を実施し、子育て家庭の交流の場を提供します。また、一時預かりも実施しています。

開所時間：午前 10 時～午後4時
休 所 日：日曜日、祝休日、年末年始、サンマルシェ休業日
※第一日曜日は、つどいの広場のみ実施
所 在 地：中央台２―５（サンマルシェ・アピタ館地下１階）
※接面道路からは地上２階
☎0568-92-7757

子育て応援広場キッコロ

概ね3歳未満の乳幼児とその保護者を対象とした自由来所のひろばです。子育て講座や各種教室を行い、併設特養の高齢者と一緒に誕生会や絵本の会等を開催しています。子育て家庭の交流の場として気軽に集まって語り合い遊ぶことができるひろばです。

開所時間：午前 10 時～午後3時
休 所 日：土曜日、日曜日、祝休日、年末年始
所 在 地：四ツ家町字四ツ家 221-1
（特別養護老人ホーム春日井樹の里併設）
☎0568-33-3666



ぐりんぐりん（こども屋内遊び場）

季節や天候に関係なく乳児から小学生までが思いきり遊べる屋内施設です。発達を促す遊び場のデザインや発達段階に沿った遊び環境の提案に定評のあるボーネルンド社の遊具や玩具を設置し、こどもの年齢に応じた４つのエリアを配置しています。

開所時間：午前9時～午後6時
休 所 日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）、年末年始
所 在 地：東野町字落合池１－２（グリーンパレス春日井2階）
利 用 料：R9.1 から利用料を次の表のとおり変更します。

区分		R8.12 まで	R9.1 から
年少児未満		無料	無料
年少児～小学生		100 円	
保護者	市内在住者	無料	200 円
	市外在住者		400 円

☎0568-37-1171

グルッポふじとう児童館

学校跡地の教室を利用した児童館で、小中高生には体育館も開放するなど、遊びを中心とした幅広い活動の場を提供しています。年齢別の親子教室や絵本の読み聞かせ、育児相談、各種講座、季節行事などを開催しています。児童館以外にもコミュニティカフェや図書館などがあります。

開所時間：午前9時～12 時、午後１時～6時（乳幼児３時まで、小学生５時まで、中高生６時まで）
体 育 館：火曜日～金曜日　午後４時～6時（小学生５時まで、中高生６時まで）
休 所 日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）、年末年始
所 在 地：藤山台１－１（高蔵寺まなびと交流センター１階）
☎0568-37-4926

こども家庭支援課

● 母子・父子自立相談

専門的な知識を持った相談員が、ひとり親家庭や離婚前の方が自立して生活するために必要な情報提供や相談、個々の状況に応じた求職活動などに関する支援を行います。

場　所：市役所2階
時　間：月曜日～金曜日　午前9時～午後５時
（祝休日、年末年始を除く）　☎0568-85-6208

● 児童虐待防止相談

児童虐待に関する相談を行います。

場　所：市役所2階
時　間：月曜日～金曜日　午前8時30分～午後５時
（祝休日、年末年始を除く）　☎0568-85-6229

○認可外保育施設

認可外保育施設とは、児童福祉法第59条の２第１項に規定する乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、都道府県知事等の認可を受けていない施設を総称したものです。

お子さんを預ける施設を決める際には、施設の見学や各施設に問合せをするなど、必ずご自身で保育内容等を確認してください。なお、この一覧は、愛知県に届け出た施設のみを掲載しています。

令和８年９月現在

番号	施設名	所 在 地	電話番号 市外局番0568	一時 預かり
1	春日井マスジド　ジャンアカデミープレスクール	神屋町1662番地１	70-1910	
2	高蔵寺キッズガーデン	高蔵寺町６丁目８番地14	53-4365	
3	キーウィイングリッシュプリスクール	東野町２丁目１番地20	29-7795	
4	自然保育 森のたんけんたい	石尾台４丁目５番地14	090-9184-6692	有
5	森の保育園	牛山町2567番地１	58-8738	有
6	みんなのおうちHYGGE	高山町１丁目２番地９	44-0483	有
7	Global Sparkle Kids	如意申町８丁目３番地15	32-0588	
8	リーベルインターナショナルスクール	瑞穂通６丁目17番地１	0120-815-317	
9	イマココテラス～mamanowa～	出川町８丁目17番地１	53-0337	有
10	保育園ハイジの森	如意申町８丁目８番地２	29-6595	有
11	松河戸モグ保育園（※）	松河戸町１丁目10番地19	41-8610	有
12	ロジキッズ朝宮（※）	八田町５丁目16番地５	54-8801	
13	ベティさんの家キッズルーム 高蔵寺（※）	中央台１丁目１番地10	94-0070	有
14	マルイチ・ママサポ勝川駅前園（※）	勝川町６丁目151番地 ルネッサンスシティ勝川２番街106号	34-1919	有
15	サンキッズランド勝川駅前（※）	松新町５丁目８番地７ ローレルコート勝川駅前１階	37-3255	有
16	ひかり保育所（※）	高森台７丁目１番地44	37-1020	
17	PRECIOUS・GARDEN（※）	柏原町３丁目221番地	87-3215	有

※　内閣府が助成する企業内保育施設です。地域のお子さんの利用も可能です。

○幼稚園

幼稚園は学校教育法に定められた学校教育施設です。満３歳から小学校就学前までの児童を対象としています。預かり保育等も併せて実施しているところもあります。詳しくは直接幼稚園へお尋ねください。

令和８年９月現在

番号	施設名	所 在 地	電話番号 市外局番0568
1	高蔵寺	高蔵寺町４丁目23番地８	51-0764
2	ひなご	神領町１丁目26番地６	83-8481
3	いとう	大泉寺町154番地４	81-8819
4	月見	月見町5597番地３	81-3316
5	第二ひばり	藤山台10丁目８番地２	91-3003
6	味美	味美町３丁目155番地	31-7848
7	菊武	柏原町１丁目60番地	31-4006
8	藤山台	藤山台１丁目４番地１	91-0831
9	三ツ星	如意申町６丁目17番地１	31-3532
10	牛山	牛山町2082番地１	32-2315
11	こまどり	藤山台５丁目２番地１	91-9750
12	ナザレ	桃山町１丁目30番地２	83-7911
13	桜ヶ丘	篠木町７丁目35番地２	84-3888
14	ひかり第一	高森台７丁目４番地１	92-3244
15	ひがしの	東野町６丁目９番地１	84-1510

※　幼児教育無償化の対象となるには、別途申請が必要です。詳しくは保育課又は施設にお問い合わせください。

入園申込提出書類チェック表（書類を提出する前に必ず必要書類があるかチェックしてください）

〇共通書類

□	令和９年度保育利用申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書（２・３号用）（1/4）
	家庭状況確認書（2/4）
	調査事項確認書（3/4）
	入園申込確認事項チェック表（4/4）
□	入園前の生活状況
□	個人番号提供書
□	在園証明書（条件に該当する場合のみ）

※在園証明書については、認可外保育施設・市外の認可保育施設に在園している場合で、実際に月60時間以上就労しており、入園後も継続して就労を予定している方のみが対象となります。

〇父親・母親の入園を希望する理由に応じた書類（父親、母親それぞれの理由に応じた書類が必要となります。）

※兄弟姉妹２人以上同時に申込みをする場合は、一部原本他はコピーで可
※自営業・農業の方は、就労証明書及び直近の確定申告書の写し（新規開業の場合は開業届）の２種類の書類が必要となります。

父親	母親	書類名	入園を希望する理由
□	□	就労証明書	就労している方
			就労予定であり仕事先が決まっている方
			育児休業中の方（２歳児クラス～年長クラス）
□	□	直近の確定申告書の写し又は開業届（新規開業の場合）（写し）	就労しており自営業・農業の方
＼	□	母子健康手帳（写し）	妊娠・出産の方
□	□	診断書又は障がい者手帳（写し）	疾病・障がいの方
□	□	看護・介護対象者の診断書又は障がい者手帳（写し）	看護・介護の方
□	□	罹災証明書	災害復旧の方
□	□	就労予定申立書兼誓約書	就労予定であり仕事先が決まっていない方
□	□	就学証明書及びカリキュラム	就学の方

※離婚調停中の方については、夫婦関係等調整調停申立書（写し）を提出してください。

〇申込みの際に提示するもの（郵送で申込む場合はその写しを同封してください。）

□	入園申込児童及び児童と同居する世帯員全員のマイナンバーの確認できるもの（マイナンバーカード、住民票等）
□	申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

☆保育料等の決定について

令和８年１月１日（９月以降利用の場合は令和９年１月１日）に春日井市に住民票がなかった方は、個人番号（マイナンバー）で、他市区町村の税情報を照会します。税情報が確認できなかった場合は、次の書類が必要となりますのでご承知おきください。（所得の申告をしていない場合は、申告してください。）

父親	母親	利用開始月	書類名
□	□	４月～８月	令和８年度市県民税課税証明書（全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）
□	□	９月以降	令和９年度市県民税課税証明書（全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）

※令和８年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和８年１月１日に住民票があった市区町村です。
※令和９年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和９年１月１日に住民票があった市区町村です。
※配偶者が配偶者控除の対象となっていない場合は、配偶者の分も必要になります。
※税情報が確認できない場合や課税証明書の提出がない場合は、保育料が最高額になります。

作成　春日井市こども未来部保育課
電話０５６８－８５－６２０２
令和８年10月１日

※最新の情報は市のホームページを確認してください。